

議案第10号

債権の放棄について（福祉局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市大学奨学金貸与条例（昭和57年大阪市条例第55号）に基づき本市が行った大学奨学金の貸与に係る債務者
- 2 債 権 の 内 容 大学奨学金の貸与金に係る債権及び同債権についての訴訟の訴訟費用に係る債権
- 3 放棄する債権の額 昭和59年4月から平成元年3月までを貸与期間とする大学奨学金の貸与金債権に係る未返還の元本の額金1,716,000円及びこれに対する遅延利息並びに訴訟費用の額金27,462円及びこれに対する遅延損害金
- 4 放棄の理由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

平成30年2月9日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

本市が行った大学奨学金の貸与に係る債務者に対する奨学金の貸与金に係る債権及び同債権についての訴訟の訴訟費用に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。